政令第　　号

産業技術力強化法施行令及び経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、産業技術力強化法の一部を改正する法律（令和八年法律第四十一号）の施行に伴い、並びに産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）第二十条及び第三十四条第一項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

（産業技術力強化法施行令の一部改正）

第一条　産業技術力強化法施行令（平成十二年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十六条の二」を「第十八条」に改める。

第二条第一項中「第十七条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条第二項及び第三項中「第十七条第一項第四号」を「第十九条第一項第四号」に改め、同項第一号中「第十七条第一項」を「第十九条第一項」に改め、本則に次の二条を加える。

（重点産業技術の指定）

第三条　法第二十条の規定に基づき、次に掲げる分野における産業活動において利用される技術を重点産業技術として指定する。

一　人工知能・先端ロボット分野

二　量子分野

三　半導体・通信分野

四　バイオ・ヘルスケア分野

五　フュージョンエネルギー分野

六　宇宙活動分野

（産業技術研究法人に係る大臣）

第四条　法第三十四条第一項第二号の政令で定める産業技術研究法人に係る大臣は、次の各号に掲げる産業技術研究法人ごとに、それぞれ当該各号に定める大臣とする。

一　国立研究開発法人日本医療研究開発機構　内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣

二　福島国際研究教育機構　内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び環境大臣並びに福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第百二十七条第一項第二号に規定する政令で定める大臣

三　国立研究開発法人情報通信研究機構　総務大臣

四　独立行政法人酒類総合研究所　財務大臣

五　国立研究開発法人物質・材料研究機構　文部科学大臣

六　国立研究開発法人防災科学技術研究所　文部科学大臣

七　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構　文部科学大臣及び原子力規制委員会

八　国立研究開発法人科学技術振興機構　文部科学大臣

九　国立研究開発法人理化学研究所　文部科学大臣

十　国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構　文部科学大臣並びに内閣総理大臣、総務大臣及び経済産業大臣並びに国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）第二十八条第一項第六号に規定する政令で定める大臣

十一　国立研究開発法人海洋研究開発機構　文部科学大臣

十二　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構　文部科学大臣並びに経済産業大臣及び原子力規制委員会

十三　独立行政法人国立病院機構　厚生労働大臣

十四　国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所　厚生労働大臣

十五　国立研究開発法人国立がん研究センター　厚生労働大臣

十六　国立研究開発法人国立循環器病研究センター　厚生労働大臣

十七　国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター　厚生労働大臣

十八　国立研究開発法人国立成育医療研究センター　厚生労働大臣

十九　国立研究開発法人国立長寿医療研究センター　厚生労働大臣

二十　国立健康危機管理研究機構　厚生労働大臣

二十一　独立行政法人農林水産消費安全技術センター　農林水産大臣

二十二　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構　農林水産大臣

二十三　国立研究開発法人国際農林水産業研究センター　農林水産大臣
二十四　国立研究開発法人森林研究・整備機構　農林水産大臣
二十五　国立研究開発法人水産研究・教育機構　農林水産大臣
二十六　国立研究開発法人産業技術総合研究所　経済産業大臣
二十七　独立行政法人製品評価技術基盤機構　経済産業大臣
二十八　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構　経済産業大臣
二十九　国立研究開発法人土木研究所　国土交通大臣
三十　国立研究開発法人建築研究所　国土交通大臣
三十一　国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所　国土交通大臣
三十二　国立研究開発法人国立環境研究所　環境大臣

（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部改正）

第二条　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和四年政令第三百九十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項第三号中「第十七条第一項」を「第十九条第一項（同法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）」に、「同条第二項」を「同法第十九条第二項」に改める。

附　則

この政令は、産業技術力強化法の一部を改正する法律の施行の日（令和九年四月一日）から施行する。

理　由

産業技術力強化法の一部を改正する法律の施行に伴い、産業技術力強化法施行令において重点産業技術を指定する等の必要があるからである。